

CLAIR REPORT No. 349

消防体制の日韓比較と韓国中央 119 救助隊の紹介

Clair Report No. 349 (March 18, 2010)

(財)自治体国際化協会 ソウル事務所



財団法人自治体国際化協会

「CLAIR REPORT」の発刊について

当協会では、調査事業の一環として、海外各地域の地方行財政事情、開発事例等、様々な領域にわたる海外の情報を分野別にまとめた調査誌「CLAIR REPORT」シリーズを刊行しております。

このシリーズは、地方自治行政の参考に資するため、関係の方々に地方行財政に係わる様々な海外の情報を紹介することを目的としております。

内容につきましては、今後とも一層の改善を重ねてまいりたいと存じますので、御叱責を賜れば幸いに存じます。

本誌からの無断転載はご遠慮ください。

問い合わせ先

〒102-0083 東京都千代田区麴町 1-7 相互半蔵門ビル

(財)自治体国際化協会 交流情報部 国際情報課

TEL: 03-5213-1724

FAX: 03-5213-1742

E-Mail: webmaster@clair.or.jp

目次

はじめに

概要

第1章 消防体制の日韓比較	1
第1節 韓国的一般概況	1
第2節 韓国の消防制度	1
1 沿革	2
2 消防防災庁	3
3 消防本部・消防署	3
4 韓国の消防署所・消防予算等の状況	4
第3節 韓国の火災鎮圧の状況	6
1 火災発生及び被害の状況	6
2 消防装備（火災鎮圧関係）	9
3 消防部隊の現場到着時間	10
4 まとめ	11
第4節 韓国の救急対応の状況	11
1 救急隊数及び救急出動の状況	11
2 救急隊の現場到着時間	12
3 まとめ	12
第5節 韓国の救助対応の状況	13
1 救助隊数及び救助出動の状況	13
2 救助隊の現場到着時間	14
3 まとめ	14
第6節 消防航空隊	14
第2章 中央119救助隊	16
第1節 設立背景および主要沿革	16
1 設立背景	16
2 主要沿革	16

第2節 組織、装備と予算	16
1 組織	16
2 装備	17
3 予算	19
第3節 任務	20
第4節 運用・指揮命令	20
1 出動	20
2 指揮命令系統	20
3 中央緊急救助統制団が置かれた場合の現場指揮の体系	22
第5節 活動実績	23
1 国内活動状況	23
2 海外派遣	24
第6節 他の消防本部による応援の状況	25
第7節 中央119救助隊の評価	27
参考資料1 韓国市・道別消防官署数等	28
参考資料2 地方消防機関設置に関する規程（抄）	29
参考資料3 消防力基準に関する規則	31

はじめに

韓国の地方自治制度は、日本の制度を参考にしたものが多いと言われており、基礎自治体と広域自治体の2階層構造、地方交付金制度や国家からの委任事務の存在等々類似している点も確かに多い。他面、警察事務については国家警察制度をとっていることや教育事務、消防事務を広域自治体が処理するとされていること、教育長が公選で選ばれ、知事・市長部局から人的にも財政的にも独立していることなど制度的な違いも少なくない。大統領制をとる韓国においては制度変更などもトップダウン式に行える面もあつてか、最初は日本の制度を参考にしたとしても韓国の社会にあうように徐々に変容させている。このような中、電子自治体への取り組みや地方分権のテストケースである（済州）特別自治道制度などさまざまなユニークな取り組みも行われており、それは翻って日本における今後の制度改革の検討にあたって参考となるものである。

本稿で取り上げる消防制度についても、日本にはない取り組みがなされている。韓国政府樹立、朝鮮戦争、軍事クーデターなどの政治的緊張の歴史から、中央集権が強い国であったが、次第に地方自治の要求が高まり、1991年の地方議会選挙の実施、1995年の地方自治体の首長選挙の開始などが行われる地方分権の流れの中で、それまで国家警察の一部局であった消防が独立し、続いて広域自治体に移管されてきた。ただ、一方では地方レベルで対応が困難な大規模災害へ対応するため1995年に中央政府直属の中央119救助隊を発隊させるなどの取り組みも行ってきている。

本稿では、この韓国の消防体制を日本との比較を中心に述べるとともに、日本にはない制度である中央119救助隊の紹介を行うこととしているので、ご参照いただければ幸いです。

本稿執筆にあたっては、韓国行政安全部消防防災庁と日本総務省消防庁の多大な御協力をいただいた。ここに厚くお礼を申し上げたい。

財団法人自治体国際化協会ソウル事務所長

概 要

韓国における消防体制の特色は、消防事務を広域自治体である市、道が管轄していることや国家行政機関である消防防災庁が直属の救助隊「中央 119 救助隊」を持っていることにあると言える。本稿では日韓の消防体制の比較と中央 119 救助隊を紹介することとする。

1 消防体制の日韓比較

(1) 概況

韓国では各広域自治体に 1 ないし 2 の消防本部が置かれており、日本に比べ格段に本部数が少ない。日本との人口比や面積比を前提に考えると、消防署の配置は少なく、出張所等がやや多く配置されている。

消防予算に関しても、国と地方をあわせて 2,040 億円（1 ウォン=0.085 円で換算）となっており、日本の都道府県と市町村の消防費の純計額 18,198 億円に比べ、低い額に抑えられている（注 i）。

表 i 人口及び面積並びに消防本部数等の日韓比較

	人口(千人)	面積(km ²)	消防本部	消防署	出張所等
韓国	49,255	99,988	17	183	1,584
日本	127,768	377,947	807	1,706	3,218
韓国/日本	0.39	0.26	0.02	0.11	0.49

* 韓国の人口、面積は 2007 東亜年鑑、日本の人口は平成 17(2005)国勢調査、面積は平成 21 年(2009)国土地理院全国都道府県市町村別面積調、消防本部等は韓国消防防災庁 2009 消防行政資料及び統計、日本総務省消防庁平成 20 年(2008)版消防白書参照

(2) 火災鎮圧の状況

韓国における火災発生件数は日本と同等程度と多いが、ポンプ車等の配備は日本よりも少なくなっており、1 消防署あたりのポンプ車数が多い訳でもない。部隊の現場到着時間について、韓国消防防災庁は「5 分以内」を目標としているものの、5 分以内到着は 6 割程度にとどまり、約 1 割は 20 分以上かかっている（注 ii）。

他方、火災による死者数は日本に比べ低い水準にある。これは木造建築物が少ないからではないかと推察される。

表 ii 火災発生件数とポンプ車配備数等

	火災発生件数	死亡	ポンプ車配備数	ポンプ車数/消防署数
韓国	49,631	468	2,095	11.4
日本	54,582	2,005	22,043	12.9
韓国/日本	0.91	0.23	0.10	0.88

* 韓国：消防防災庁 2009 消防行政資料及び統計

日本：平成 18 年(2006)度消防施設整備計画実態調査結果

(3) 救急対応の状況

韓国における救急出動件数は日本との人口比相当数に近い 34%になるが、これに対応する救急隊数は日本の約 27%となっているため、1 隊あたりの出動件数は日本の 1.3 倍程度と多くなっている。1 消防署あたりでは、日本の 2.5 倍近い部隊が配備されている計算となり、日本に比べて集中的に配備、運用されていると言える。

他方、救急車の現場到着時間は全国平均 8 分であり日本の 7 分より時間がかかっている (注 ii)。

表 iii 救急隊数と出動件数等

	救急隊数	消防署当 救急隊数	出動件数	1 日平均 出動件数	救急隊当 出動件数
韓国	1,310	7.2	1,809,176	4,957	1,381
日本	4,871	2.9	5,290,236	14,494	1,086
韓国/日本	0.27	2.48	0.34	0.34	1.27

* 韓国：消防防災庁 2009 消防行政資料及び統計

日本：総務省消防庁平成 20 年(2008)版消防白書

(4) 救助対応の状況

韓国における救助件数や救助人員数を見ると、それぞれ日本の約 3.5 倍、約 1.5 倍と非常に多い件数となっているが、救助隊数は日本の約 14%で、日本と比べ少ない隊数となっている。このため、1 隊あたりの救助件数は約 25 倍にのぼる。救助隊はほぼ各消防署に 1 隊配備されている計算になる。救助隊の現場到着時間は、全国平均で 9.84 分となっており、火災鎮圧や救急に比べると、時間がかかっている (注 ii)。

これほど救助件数が多い理由について、韓国消防防災庁に見解を求めたところ、特に明確な分析等を行ってはいないとのことであった。

表 iv 救助隊数と救助件数等

	救助隊数	消防署当 救助隊数	救助件数	救助人員	救助隊当 救助件数	救助隊当 救助人員
韓国	207	1.1	182,619	84,559	882	408
日本	1,500	0.9	52,183	56,039	35	37
韓国/日本	0.14	1.22	3.50	1.51	25.20	11.03

* 韓国：消防防災庁 2009 消防行政資料及び統計

日本：総務省消防庁平成 20 年(2008)版消防白書

2 中央 119 救助隊

(1) 設立及び組織等

中央 119 救助隊は多数の死者を出した 1994 年の聖水大橋崩壊事故や 1995 年の三豊百貨店崩壊事故等大規模で対応困難な事故発生を契機として、中央政府のレベルで大型災害事故に迅速で効果的に対応するために 1995 年 12 月、発隊した。

中央 119 救助隊は海外で大規模災難が発生した際には、「119 国際救助隊(International Search & Rescue Team)」として出動し、現地での救助活動にもあたる。

現在、中央 119 救助隊はソウル近郊の京畿道南陽州市に所在し、各消防本部から選抜された隊員約 100 名、3 機のヘリコプターと救助工作車 3 台、救急車 2 台、消防ポンプ車 1 台、消防化学分析除毒車 1 台等 18 台の車輛、生存者探知機、人命救助犬等の装備を保有する。

年間予算規模は 12 億円程度（1 ウォン=0.085 円で換算）である（注 iii）。

（2）任務及び運用

中央 119 救助隊は、各種の大型・特殊災難事故における救助活動を主な任務とし、各地の消防本部（当該消防本部を管轄する市長・道知事）からの要請を受けて出動している。中央 119 救助隊には、全国で発生している災難の規模や現在出動している消防力をモニタリングすることが出来る「出動情報対応システム」が運用されており、これにより必要と判断する時は要請がなくても出動することがある。

出動は、車輛もしくはヘリコプターでなされる。車輛を遠隔地まで運搬する必要がある場合には、船舶を用いる場合もあるが、大型双発ヘリに搭載できるような、救助工作車等は保有していない。

現場到着までの時間を集計した統計資料はなく、支援時における現場到着までの時間は、条件によってさまざまであるが、ある事例において、韓国の南端である済州特別自治道からソウルまでが 2 時間であったという。

出動後は、当該地域の消防本部本部長の指揮命令系統に組み込まれて、その指揮の下、救助活動にあたる。

（3）活動実績

2008 年における出動件数は 319 件にのぼり、一月のうち、26～27 日は出動している計算になる。

また、海外への派遣については、2008 年の中国四川省で発生した地震や 2004 年のスマトラ島沖地震（インド洋津波災害）等 2008 年までに第 8 次派遣までが行われている。

（4）評価

中央 119 救助隊は、自らの活動(2008 年の活動)については、効果的に対応を行えたと評価する一方で、政府全体の方針により、人員増が困難な状況となったため、導入したヘリコプターの搭乗救助隊員が不足していることや、中央 119 救助隊出動情報対応システムに未接続の消防本部（16 市道中 4 箇所）があること、活動時の通信システムが建物の地下等一部通信不可地域があること、人命救助犬の育成を民間企業に頼っていること等が課題となっているとしている。

- 注 i 韓国消防防災庁 2009 消防行政資料及び統計、日本総務省平成 21 年(2009)度地方財政白書
- 注 ii 韓国側の現場到着時間は当事務所からの照会に対する韓国消防防災庁回答。日本側は総務省消防庁平成 20 年(2008)度版「救急・救助のポイント」。
- 注 iii 中央 119 救助隊 2009 年度主要業務推進計画

第1章 消防体制の日韓比較

第1節 韓国の一般概況

韓国の消防体制について紹介する前に、韓国の人口や面積等基礎的な事項にかかる日韓比較を行ってみることとする。

韓国の人口は約 4,900 万人で、約 1 億 2,800 万人の日本の約 40%、面積は約 10 万 km² で約 37.8 万 km² である日本の 26% となっている。

日本の都道府県に相当する広域自治体は特別市、広域市、道、特別自治道であり、16 団体置かれている。47 団体ある日本の約 40% であって、日本との人口比を勘案すると、ほぼ日本と同等数置かれていることになる。ただし、1 広域自治体あたりの面積を比較してみると、日本の約 70% 程度と狭い。

日本の市町村に相当する基礎自治体は、市、郡、自治区であり、232 団体置かれている。1,760 団体ある日本の約 13% と、人口比や面積比から見ると少なく、その分 1 基礎自治体あたりの人口が日本の 3 倍、面積が 2 倍となっている。

首都圏（ソウル特別市、仁川広域市、京畿道）に人口が集中していることも、韓国の特徴であって、国土の約 12% の場所に人口の約半分が集中している。

表1 人口、面積、地方自治体数の日韓比較

	人口 (千人) ①	面積 (km ²) ②	広域 自治体数 (団体) ③	基礎 自治体数 (団体) ④	1広域自治体 あたりの人口 (千人) ①/③	1基礎自治体 あたりの人口 (千人) ①/④	1広域自治体 あたりの面積 (km ²) ②/③	1基礎自治体 あたりの面積 (km ²) ②/④
韓国	49,255	99,988	16	232	3,078	212	6,249	431
日本	127,768	377,947	47	1,760	2,718	73	8,041	215
韓国/日本	0.39	0.26	0.34	0.13	1.13	2.90	0.78	2.00

<参考：韓国首都圏（ソウル特別市、仁川広域市、京畿道）の状況>

	人口 (千人) ①	面積 (km ²) ②	広域 自治体数 (団体) ③	基礎 自治体数 (団体) ④	1広域自治体 あたりの人口 (千人) ①/③	1基礎自治体 あたりの人口 (千人) ①/④	1広域自治体 あたりの面積 (km ²) ②/③	1基礎自治体 あたりの面積 (km ²) ②/④
韓国首都圏	23,784	11,790	3	66	7,928	360	3,930	179
韓国全国に 占める割合	0.48	0.12	0.19	0.28				

(出展) 韓国：東亜年鑑2007
 日本：人口=平成17年(2005)国勢調査
 面積=平成21年(2009)国土地理院全国都道府県市町村別面積調
 基礎自治体数=総務省ホームページ(2010.1.31)

第2節 韓国の消防制度

韓国において消防事務は、広域自治体である市、道が管轄するとされ、ソウル特別市、各広域市、各道、済州特別自治道にそれぞれ消防本部がおかれている¹。また、中央には消防防災庁が置かれている。

¹ 韓国地方自治法第9条、第10条。韓国地方自治法施行令別表1。

1 沿革

韓国では、1946～1948年の米国軍政時代に、それまで警察に属していた消防が独立し、自治消防体制が敷かれた。中央には消防委員会と消防庁が、地方には道消防委員会と地方消防庁が設置された。しかし、1948年の韓国政府樹立後は国家消防体制が敷かれ、1958年の消防法制定により、中央では内務部治安局の中に消防課が、地方では警察局の中に消防課が設置された。

1970年以降、見直しが行われ、1972年の政府組織法の改正により、消防は警察から再び独立し、ソウル特別市と釜山直轄市は自治消防とし、その他の市・道は国家消防とされた。

1991年には消防法が改正され、1992年4月以降、市・道の広域自治消防が実施されることとなり、市・道に消防本部が設置された²。

消防業務の地方移管の背景には、地方自治制度の本格的施行があるとされる。まずは地方財政を勘案し、比較的財政力のあるソウル特別市と釜山直轄市に移管し、1990年代の地方選挙実施とあわせて、消防事務もその他の広域自治体に移管していったとされる³。

表2 韓国の消防制度の沿革

1946～48 米軍政時代	自治消防体制	中央：消防委員会、消防庁 地方：道消防委員会、地方消防庁
1948～70 政府樹立後	国家消防体制	中央：内務部治安局消防課 地方：警察局消防課
1970～92	国家+自治消防	中央：内務部消防局 ソウル・釜山：自治消防 その他地方：警察局消防課、消防署
1992以後	市道自治消防	市道自治消防として一元化 市道消防本部 中央には行政自治部消防局 (2004.6 消防防災庁設置)

表3 救急業務の沿革

- 1970年代 火災現場での急病患者移送を個別実施
－夜間救急患者申告センター運営指針(内務部訓令第595号)
- 1980.10.2 大田消防署(救急車1台)救急業務遂行
- 1981.6 釜山市4消防署(救急車4台)救急業務遂行
- 1982.3.1 ソウル市8消防署(救急車8台)救急業務遂行

² (財)自治体国際化協会「韓国の地方自治」第8章

³ 当事務所からの照会に対する韓国消防防災庁回答

- 1982. 6. 9 (内務部第 716 号、保健社会部第 447 号共同訓令制定)
- 1983.12.31 (消防法改正)消防基本業務として法制化(30 消防署)**
- 1989. 8.18 (内務部例規制定)消防救急活動要綱
- 1992. 8.31 (内務部例規第 742 号制定)救急隊編成・運営などに関する規定
- 2005. 8.22 (自治行政部令第 296 号改正)救助隊および救急隊の編成・運営などに関する規則

※日本：以前から一部自治体で実施されていた救急業務は、1964 年、消防法改正により法制化される。

表 4 救助業務の沿革

- 1988. 4.30 119 救助隊員服制規定制定(内務部訓令第 938 号)
- 1988. 8. 1 (救助隊発足)第 24 回ソウルオリンピック開催 7 市 9 隊
(ソウル 3、釜山、大邱、仁川、光州、大田、水原)
- 1989.12.30 (消防法改正)消防基本業務として法制化**
- 1995.12.27 中央 119 救助隊発隊(6 チーム 68 人)
- 1997.12.20 (内務部令第 747 号制定)救急隊および救助隊の編成運営等に関する規則
- 2005. 8.22 (自治行政部令第 296 号改正)救助隊および救急隊の編成・運営などに関する規則

※日本：以前から一部自治体で実施されていた救助業務は、1978 年、消防法改正により法制化される。

2 消防防災庁

消防防災庁は、各種災難関連業務を一元化した国家行政機関である。2003 年大邱地下鉄放火事件⁴等を契機に防災体制が見直される中で、行政安全部防衛災難統制本部消防局が格上げされて、行政自治部の外局として、2004 年 6 月、消防防災庁が設置された。附属機関として、中央消防学校、中央 119 救助隊がおかれている。

3 消防本部・消防署

広域自治体に消防本部が置かれ（ソウル特別市、各広域市、各道、済州特別自治道。京畿道には 2 つ消防本部が置かれており、合計 17 の消防本部がある）、火災予防、警戒、鎮圧、救助、救急、調査等の業務を行っている。

6 つの消防本部（ソウル特別市、釜山広域市、光州広域市、京畿道、忠清南道、慶尚北道）には地方消防学校が置かれ、消防職員の教育訓練を行っている。

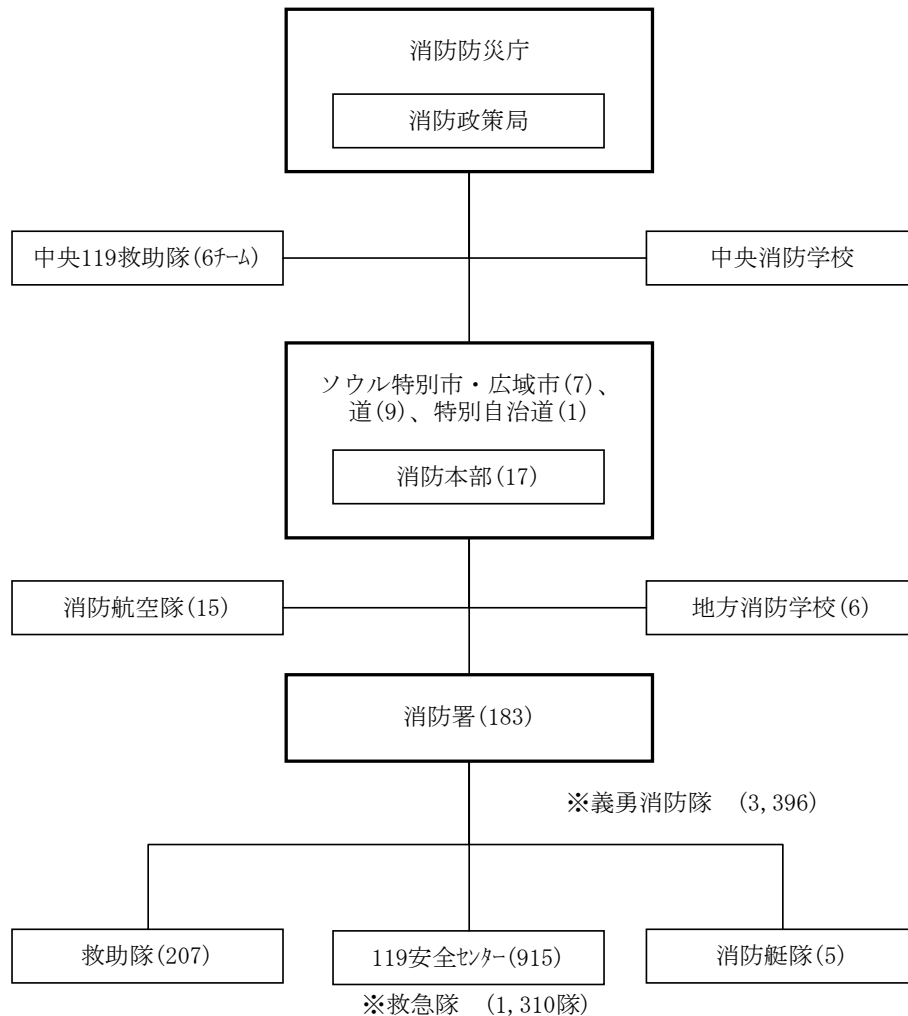
また、大田広域市、済州特別自治道以外の消防本部には消防航空隊が置かれている。

⁴ 2003 年、大邱市内の地下鉄が放火され、死者 192 人の大惨事となった。

消防本部の下には全国で 183 箇所の消防署・915 箇所の 119 安全センター（消防署の出張所）が置かれ、207 の救助隊、1,310 の救急隊、5 つの消防艇隊が組織されている。

消防本部の長（消防本部長）と消防署の長（消防署長）は、管轄する市長又は道知事の指揮・監督を受ける⁵。

図 1 韓国の消防の組織体系



（出展）韓国消防防災庁 2009 消防行政資料及び統計

4 韓国の消防署所・消防予算等の状況

前述の如く、広域自治体が消防事務を所管している韓国では、全国に 17 の消防本部と、その下に 183 の消防署が置かれている。基礎自治体が消防事務を所管している日本と比して、当然のことながら、消防本部の数は格段に少ない。したがって、1 つの消防本部が管轄する人口も 2,897 千人となり、日本の 158 千人に比べて非常に多い人数となっている。

消防署の数も日本の 1,706 署に比べると、人口比、面積比を考慮すれば少ないが、他方、出張所等がやや多めに配置されていると言える。

⁵ 消防基本法第 3 条第 2 項

1つの消防署が所管する基礎自治体の数は平均約 1.27 であり、日本の約 1.03 と比べると多くなっている。消防署は原則的に基礎自治団体ごとに設置するものとされているが、「消防業務の効率的な遂行を図るために特に必要な場合には近隣市・郡・自治区を含めた地域を単位として設置できる」とされている⁶ため、消防署がない基礎自治団体も存在する(参考資料 1 参照)。

韓国における消防予算は国と地方をあわせて 2,040 億円となっており、日本との人口比、面積比を考慮しても、日本の都道府県と市町村の消防費の純計額 18,198 億円に比べて低い額に抑えられている。

以上のことからすれば、広域をカバーする消防制度を取っている韓国は予算も低く、効率的に行えているように見えるが、次節以下で、部隊活動に関する課題がないのか、少し掘り下げて見ていくこととする。

表 5 消防署所等の日韓比較

	消防本部	消防署	出張所等	消防職員 (人)	人口/ 消防本部数 (千人)	人口/ 消防署数 (千人)	基礎団体数/ 消防署数
韓国	17	183	1,584	31,918	2,897	269	1.27
日本	807	1,706	3,218	157,860	158	75	1.03
韓国/日本	0.02	0.11	0.49	0.20	18.34	3.59	1.23

<参考：韓国首都圏の状況>

	消防本部	消防署	出張所等	消防職員 (人)	人口/ 消防本部数 (千人)	人口/ 消防署数 (千人)	基礎団体数/ 消防署数
韓国首都圏	4	65	417	12,680	5,946	366	1.02
韓国全国に 占める割合	0.24	0.36	0.26	0.40			

(出展) 韓国消防防災庁2009消防行政資料及び統計
 (「出張所等」は、「119安全センター」と「119地域隊」の合計)
 日本総務省消防庁平成20年(2008)版消防白書

⁶ 韓国地方消防機関設置に関する規則別表 2

表6 韓国の消防予算の状況

百万円

区分		計	行政運営経費 (人力・基本経費)	事業費
計		204,009	153,996	50,013
消防防災庁	小計	4,865	1,618	3,247
	本庁	2,513	599	1,914
	中央消防学校	723	399	324
	中央救助隊	1,629	620	1,009
市・道	小計	199,144	152,378	46,766
	国費	2,338	—	2,338
	地方費	196,806	152,378	44,428

(出展)韓国消防防災庁2009消防行政資料及び統計(1ウォン=0.085円で換算)

表7 日本の消防予算の状況

百万円

	総額	事業費等	消防補助 負担金
消防庁	13,200	4,919	8,282

(出展)2008.12.24

日本総務省消防庁平成21年度消防庁予算(案)

百万円

	合計	人件費	物件費	普通建設 事業費			その他	
				補助事業 費	単独事業 費	県営事業 負担金		
都道府県	217,126	182,431	15,579	13,199	516	12,683	—	5,917
市町村	1,677,937	1,201,818	150,470	189,712	39,256	148,013	2,443	135,937
純計額	1,819,832	1,384,249	166,049	200,237	39,772	160,464	—	69,297

(出展)日本総務省平成21年(2009)度地方財政白書

第3節 韓国の火災鎮圧の状況

1 火災発生及び被害の状況

韓国の火災発生件数は 49,631 件と、日本の9割にのぼっており、人口比や面積比等を考慮すれば、むしろ、日本よりも火災が多く発生していると言える。

他方、火災発生件数に比して、人的被害、特に死亡者数が格段に少なくなっている。

原因別に見れば、放火は日本の約40%と、日本との人口比程度であるので、日本と同等数であると言えるが、失火件数は日本より多くなっており、日本と比較すれば高い出火割合であると言える。

表8 火災発生及び被害の状況の日韓比較

	火災発生 件数	人的被害（名）			財産被害 （百万円）
		計	死亡	負傷	
韓国	49,631	2,716	468	2,248	32,567
日本	54,582	10,495	2,005	8,490	126,162
韓国/日本	0.91	0.26	0.23	0.26	0.26

（出展）韓国消防防災庁 2009 消防行政資料及び統計（1ウォン=0.085円で換算）
 日本総務省消防庁平成20年(2008)版消防白書附属資料4月別火災損害状況

表9 原因別火災発生状況の日韓比較

	失火	放火	不明・調査中
韓国	41,089	4,242	4,300
日本	37,010	11,142	6,430
韓国/日本	1.11	0.38	0.67

※放火には放火疑いも含む

（出展）韓国消防防災庁 2009 消防行政資料及び統計
 日本総務省消防庁平成20年(2008)版消防白書附属資料5出火原因別火災損害状況

発生時期別に火災発生件数を見ると、乾燥する冬場の火災が比較的多い傾向は日本と同じで韓国特有の特徴は見受けられない。

発火場所別に死者数を見ると、住宅での死者が多い傾向も日本と同じで韓国特有の特徴は見受けられない。

表10 月別火災発生状況の日韓比較

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
韓国	4,047	5,947	5,324	4,671	4,305	3,176	3,174	3,251	3,287	3,822	4,098	4,529	49,631
日本	5,009	5,330	6,459	5,242	4,699	3,986	3,359	4,631	3,346	3,900	4,034	4,587	54,582

（出展）韓国消防防災庁 2009 消防行政資料及び統計
 日本総務省消防庁平成20年(2008)版消防白書

表 11 韓国の発火場所別死亡者発生状況

	火災発生件数	死者
住宅	12,282	220
自動車	6,057	64
倉庫施設	1,080	48
飲食店・サービス業	4,311	36
山火事・野火事	12,628	34
その他	13,273	66
合計	49,631	468

(出展) 韓国消防防災庁 2009 火災統計年鑑

※「住宅」は「単独住宅」、「共同住宅」、「その他住宅」の合計

表 12 日本の建物用途別死者の発生状況

	死者数
住宅	1,357
その他	145
計	1,502

(出展) 日本総務省消防庁平成 20 年(2008)版消防白書

※「附属資料 14 建物用途別及び階層別の死者の発生状況」から作成

※「住宅」は「専用住宅」と「併用住宅」の合計

火災発生件数に比して、死傷者数が少ない理由について、韓国消防防災庁は「韓国の場合は、鉄筋コンクリート造、レンガ造の建築物が多く、日本は木造建築物が多いためではないか」と指摘している⁷が、韓国における構造別の建築物現況に係るデータがない⁸ために、鉄筋コンクリート造や木造建築がどれくらいあるのか、日本と比較できない。

ただ、韓国における近年の建築許可（建築確認）件数を見ると木造建築物の建築許可の割合が数%に止まっていることから、木造建築物の割合は高くないことが推察される。

また、消火・救助に低層建築物よりも困難が伴うこともある、高層建築物の割合は日本に比べて低い傾向にある。

⁷ 当事務所からの照会に対する韓国消防防災庁回答

⁸ 当事務所からの照会に対する韓国国土海洋部回答

表 13 韓国建築許可件数

	総計	鉄筋及び鉄骨造	レンガ造	木造	その他	木造の割合
1996	144,630	83,432	42,894	871	17,433	0.60%
1997	123,683	74,091	32,345	1,052	16,195	0.85%
1998	66,660	32,686	18,736	1,122	14,116	1.68%
1999	95,286	51,052	22,544	1,265	20,425	1.33%
2000	110,861	71,385	19,691	1,309	18,476	1.18%
2001	145,959	108,166	18,582	1,252	17,959	0.86%
2002	200,094	175,382	21,459	1,600	1,653	0.80%
2003	166,423	144,960	19,379	1,993	91	1.20%
2004	142,777	123,805	16,653	2,316	3	1.62%
2005	134,649	118,688	13,628	2,326	7	1.73%
2006	188,283	161,149	20,926	5,654	554	3.00%
2007	227,728	191,673	25,339	8,989	1,727	3.95%
2008	229,352	194,265	24,156	10,184	747	4.44%

(出展) 韓国統計月報 II 産業 11. 建築物建築許可

表 14 階層別建物件数の日韓比較

	韓国		日本	
	棟数	割合	棟数	割合
4階建以下	6,276,444	95.7%	58,872,900	87.8%
5～10階建	173,230	2.6%	6,243,600	9.3%
11階建以上	74,925	1.1%	1,961,800	2.9%
その他	32,114	0.5%	—	0.0%
合計	6,556,713	100.0%	67,078,300	100.0%

(出展) 韓国国土海洋部 2008 建築物現況から作成

日本平成 15 年(2003)住宅土地統計調査から作成

※一戸建て及び長屋建てについては、3階建て以上の区分がなされていないため、便宜的に全て4階建以下として集計した。

2 消防装備 (火災鎮圧関係)

火災鎮圧関係の装備として、ポンプ車、はしご車、化学車の配備数を見てみると、それぞれ 2,095 台、401 台、275 台となっており、日本と比較すると、はしご車がやや日本との人口比を上回るくらいで、ポンプ車が約 10%、化学車約 22%と日本よりも配備数が少ない。

1 消防署あたりのポンプ車の配備数を見てみると、韓国 11.4、日本 12.9 と日本よりやや少ない程度であって、「消防署の数を抑え、一箇所に集中配備している」という訳ではなさそうである。

人口が集中している首都圏について見てみると、全国に占める面積の割合よりは密に配

備されているものの、人口の割合ほど多く加重配備されているわけではないことがわかる。

韓国にも日本の消防団と類似する義勇消防隊があるが、これは消防本部長または消防署長の指揮と監督を受けて、消防業務を補助する⁹とされており、具体的には火災鎮圧、救急救助、火災警戒、広報用務にあたっている¹⁰。

表 15 消防装備（火災鎮圧関係）の日韓比較

	ポンプ車	はしご車	化学車	ポンプ車数/ 消防署数
韓国	2,095	401	275	11.4
日本	22,043	1,244	1,224	12.9
韓国/日本	0.10	0.32	0.22	0.88

<参考：韓国首都圏の状況>

	ポンプ車	はしご車	化学車	ポンプ車数/ 消防署数
韓国首都圏	531	146	102	8.2
韓国全国に 占める割合	0.25	0.36	0.37	

(出展) 韓国消防防災庁 2009 消防行政資料及び統計

日本平成 18 年(2006)度消防施設整備計画実態調査結果

3 消防部隊の現場到着時間

消防部隊が現場に到着する時間について、韓国消防防災庁は「5分以内」を目標としているものの、現状では、5分以内に現場に到着できたのが6割程度、10分以内が約25%あり、約1割は20分以上かかっている。日本における消防部隊の現場到着時間にかかる資料がないために日韓比較はできないので、評価は難しいが、韓国消防防災庁自身が設定した目標の達成度が6割程度であることからすれば、厳しい現実であると言える。

⁹ 韓国消防基本法第 37 条

¹⁰ 分類は韓国消防防災庁 2009 消防行政資料及び統計による。義勇消防隊の火災鎮圧活動について、ソウル市消防本部にヒヤリングを行ったところ、管内にポンプ車等の装備を備えた義勇消防隊はなく、消防署の消防部隊が行う火災鎮圧活動を後方で支援するのみであるという。従って「義勇消防隊が消防署の消防部隊が行う火災鎮圧活動をカバーしているので、少ない消防装備の配備だけでも十分である」とは言えなさそうである。

表 16 韓国 2009 年消防部隊の現場到着時間

計	5 分以内	10 分以内	20 分以内	30 分以内	60 分以内	60 分以上
47,314	26,628	12,222	4,683	601	160	20
	56.3%	25.8%	9.9%	1.3%	0.3%	0.04%

5 分以内到着割合

2005 年：61.8% 2006 年：63.1% 2007 年：63.9% 2008 年：63.0%

(出展) 韓国消防防災庁資料 (当事務所からの照会に対する韓国消防防災庁回答)

4 まとめ

韓国での火災発生件数は日本の 9 割にのぼっており、人口比や面積比等を考慮すれば、むしろ、日本よりも火災が多く発生していると言える。一方これに対処する消防装備 (ポンプ車等) は、逆に少ない。1 つの消防署に配備されている消防装備は日本と大差なく、日本よりも集中的に消防装備が配備され、効率的に運用がなされているという訳でもなさそうである。

1 つの消防署が管轄する基礎自治体の数は日本よりやや多く、消防署がない基礎自治体もある中で、出動件数のうち約 1 割は現場到着まで 20 分以上かかっている。出張所等が比較的多く配置されているものの、韓国消防防災庁が目標とする「5 分以内の現場到着」は全体の 6 割に止まっている。

他方、火災による死者数は、日本に比べ低い水準にある。これは、韓国に木造建築物が少ないことや、高層建築物棟数が日本より少ないことが原因にあるのではないかと推察される。

第 4 節 韓国の救急対応の状況

1 救急隊数及び救急出動の状況

韓国における救急出動の件数は 1,809,176 件と 5,290,236 件である日本の約 34%、移送患者数は 1,316,942 人で 4,902,753 人である日本の約 27% となっており、日本との人口比や面積比を考慮すれば、日本と同等の出動件数、移送患者数であると言える。

これに対処する救急隊数は、1,310 隊で、4,871 隊ある日本の約 27% で日本との面積比相当数であり、1 隊あたりの出動件数は日本の 1.3 倍程度となっている。1 消防署あたりの配備数を求めてみると、日本の 2.5 倍の部隊が配備されている計算となり、日本に比べて集中的に配備、運用されていると言える。

なお、119 救急隊の他に病院等の救急車が 602 台あるが、これらは急病患者の病院間移送(転院)を主に担当しており、原則的に救急搬送には用いられていない¹¹。

¹¹ 2009 年 10 月 保健福祉家族部 2010~2012 年応急医療先進化推進計画

表 17 救急隊数と救急出動に係る日韓比較

	救急隊数	消防署当 救急隊数	出動件数	移送患者	1日平均 出動件数	救急隊当 出動件数	1日平均 移送人員	救急隊当 移送患者
韓国	1,310	7.2	1,809,176	1,316,942	4,957	1,381	3,608	1,005
日本	4,871	2.9	5,290,236	4,902,753	14,494	1,086	13,432	1,007
韓国/日本	0.27	2.48	0.34	0.27	0.34	1.27	0.27	1.00

<参考：韓国首都圏の状況>

	救急隊数	消防署当 救急隊数	出動件数	移送患者	1日平均 出動件数	救急隊当 出動件数	1日平均 移送人員	救急隊当 移送患者
韓国首都圏	381	5.9	837,413	585,420	2,294	2,198	1,604	1,537
韓国全国に 占める割合	0.29		0.46	0.44				

(出展) 韓国消防防災庁2009消防行政資料及び統計
日本総務省消防庁平成20年(2008)版消防白書

2 救急隊の現場到着時間

救急隊が現場に到着するまでの時間は、全国平均で8分である。日本が7分であることからすると、日本より1分時間がかかっていることになる。

各消防本部別に見れば、ソウル特別市が5分、光州広域市と済州特別自治道6分、仁川広域市と蔚山広域市7分が全国平均よりも早く現場へ到着している。

ただし、医療機関までの到着時間は32分と日本の33.4分より短い時間で搬送している。

表 18 救急隊の現場到着時間に係る日韓比較(2008)

	全国平均 現場到着時間	全国平均 医療機関到着時間	備考
韓国	8分	32分	現場到着時間 ソウル特別市5分 光州広域市・済州特別自治道6分 仁川広域市・蔚山広域市7分
日本	7分	33.4分	

(出展) 韓国消防防災庁資料 (当事務所からの照会に対する韓国消防防災庁回答)

日本総務省消防庁平成20年(2008)度版「救急・救助のポイント」

3 まとめ

韓国における救急出動件数や移送患者数を見てみると、1,809,176件、1,316,942人となっており、それぞれ日本の約34%、約27%と、人口比や面積比を考慮すれば、日本と同等数であると言える。これに対処する救急隊数は、日本の約27%である1,310隊で、日本との面積比相当数であり、1隊あたりの出動件数が多くなっている。救急隊の1消防署あたりの配備数が多く、日本に比べて集中的に配備、運用されていると言える。

反面、救急隊の現場到着時間は全国平均で8分と、日本の7分より多く時間がかかって

いる。

第5節 韓国の救助対応の状況

1 救助隊数及び救助出動の状況

韓国における救助件数は 182,619 件と 52,183 件である日本の約 3.5 倍にのぼり、救助人数も 84,559 人と 56,039 人である日本の約 1.5 倍にのぼるなど、非常に多い数値となっている。

これに対処する、救助隊数は 207 隊で、ほぼ 1 消防署あたり 1 隊程度配備されている計算になるが、1,500 隊である日本の約 14%にとどまっており、日本との人口比や面積比から見て、少ない隊数となっている。このため、救助隊 1 隊あたりの救助件数は日本の 25 倍にも達する。

これほど救助件数が多い理由について、韓国消防防災庁に見解を求めたところ、特に明確な分析等を行ってはいないとのことであった¹²。ただ、要救助事案別に救助件数を見みると火災での出動件数が日本と比べて突出して多いことがわかる。

なお、消防機関の救助隊による救助実施の他に、警察、海上警察（海上保安庁）等他機関による救助も行われることがあるが、その割合は多くはない。

表 19 救助隊数と救助活動に係る日韓比較

	救助隊数	消防署当 救助隊数	救助件数	救助人員	1日平均 救助件数	救助隊当 救助件数	1日平均 救助人員	救助隊当 救助人員
韓国	207	1.1	182,619	84,559	500	882	232	408
日本	1,500	0.9	52,183	56,039	143	35	154	37
韓国/日本	0.14	1.22	3.50	1.51	3.50	25.20	1.51	11.03

<参考：韓国首都圏の状況>

	救助隊数	消防署当 救助隊数	救助件数	救助人員	1日平均 救助件数	救助隊当 救助件数	1日平均 救助人員	救助隊当 救助人員
韓国首都圏	70	1.1	79,531	34,661	218	1,136	95	495
韓国全国に 占める割合	0.34		0.44	0.41				

（出展）韓国消防防災庁2009消防行政資料及び統計
日本総務省消防庁平成20年(2008)版消防白書

¹² 当事務所からの照会に対する韓国消防防災庁回答

表 20 要救助事案別出動件数に係る日韓比較

	計	火災	交通事故	水難事故	爆発事故	機械事故	自然災害	その他
韓国	182,619	26,997	19,592	6,041	109	1,614	554	127,712
日本	52,183	6,488	17,287	2,238	3	1,014	155	24,998
韓国/日本	3.50	4.16	1.13	2.70	36.33	1.59	3.57	

(出展) 韓国消防防災庁2009消防行政資料及び統計
 ※韓国の「その他」には「山岳事故」を含む
 日本総務省消防庁平成20年(2008)版消防白書
 ※日本の「その他」には「建物等による事故」「ガス及び酸欠事故」を含む

表 21 韓国における消防機関の救助隊の救助件数と他機関による救助件数

	計	消防救助隊による救助	その他				
			小計	自力救助	誤認通報	虚偽通報	他機関による救助
件数	275,662	182,619	93,043	70,461	16,537	470	5,575
割合		66.2%	33.8%	25.6%	6.0%	0.2%	2.0%

(出展) 韓国消防防災庁2009消防行政資料及び統計

2 救助隊の現場到着時間

救助隊が現場に到着するまで時間は、全国平均で 9.84 分となっている¹³。日本における現場到着時間にかかる資料がないために日韓比較はできず、到着時間の基準を定めるものがないため、一概に評価することはできないが、少なくとも火災鎮圧や救急に比べると、時間がかかっていると言える。

3 まとめ

韓国における救助件数や救助人数を見てみると、182,619 件、84,559 人とそれぞれ日本の約 3.5 倍、約 1.5 倍にのぼるなど、非常に多い数値となっている。

これに対処する、救助隊数は、日本の約 14%である 207 隊でとどまっており、救助隊 1 隊あたりの救助件数は日本の 25 倍にも達する。

救助隊の現場到着時間は全国平均で 9.84 分となっており、火災鎮圧や救急に比べると、時間がかかっていると言える。

第 6 節 消防航空隊

韓国における消防のヘリコプター配備台数は 26 台で、72 台である日本の約 36%であって、日本との人口比や面積比を考慮すれば、日本と同等数であると思われる。

出動件数については、3,396 回で、6,349 回である日本の約 53%となっており、日本との人口比から見ても少し多い頻度であると思われ、ヘリコプター 1 機あたりの出動回数も

¹³ 2008 年(当事務所からの照会に対する韓国消防防災庁回答)

日本の約 1.5 倍になっている。出動の内訳を見ると、大半が救助活動に係るものとなっており、救急出動、火災出動の割合は極端に低い。

ヘリコプターは、各消防本部に 1 機ずつ配備されているが、大田広域市及び済州特別自治道には配備がない(参考資料 1 参照)。これらの地域でヘリコプターを使用する必要が生じた場合、他地域のヘリコプターが支援することで対応している。近隣の消防本部が支援することもあるが、大部分が中央 119 救助隊の部隊が対応している¹⁴。支援時における現場到着までの時間は、条件によってさまざまであるが、ある事例において、韓国の南端である済州特別自治道からソウルまでが 2 時間であった¹⁵。

表 22 ヘリコプター配備台数と出動回数に係る日韓比較

	ヘリ台数	出動回数	出動の内訳				ヘリ1機当 出動回数
			救助活動	救急出動	火災出動	その他	
韓国	26	3,396	1,484	270	245	1,397	130.6
日本	72	6,349	1,720	3,167	1,238	224	88.2
韓国/日本	0.36	0.53	0.86	0.09	0.20		1.48

(出展) 韓国消防防災庁2009消防行政資料及び統計
日本総務省消防庁平成20年(2008)版消防白書

¹⁴ 当事務所からの照会に対する韓国消防防災庁回答

¹⁵ 当事務所からの照会に対する韓国消防防災庁回答

第2章 中央 119 救助隊

韓国においては、中央政府機関である消防防災庁に直属する実働部隊として、中央 119 救助隊がおかれている。日本の総務省消防庁にはない制度であるので、その概要を紹介することとする。

第1節 設立背景および主要沿革

1 設立背景

中央 119 救助隊は 1994 年の聖水大橋崩壊事故¹⁶や 1995 年の三豊百貨店崩壊事故¹⁷等大規模で対応困難な事故発生を契機として、中央政府レベルで大型災害事故に迅速かつ、効果的に対応するために、1995 年 12 月各消防本部から救助隊員を選抜して、発隊した。

2 主要沿革

1995.10.19	中央 119 救助隊職制公布(大統領令第 14791 号)
1995.12.27	中央 119 救助隊発隊
2001. 3.02	仁川空港高速道路救助救急隊設置
2008. 2.27	中央搜索救助調整本部(RCC)設置 ¹⁸

第2節 組織、装備と予算

1 組織

中央 119 救助隊はソウル近郊の京畿道南揚州市に所在し、中央 119 救助隊長の下、6 チーム 97 名の隊員が所属している。

中央 119 救助隊の隊員の採用については、各地方自治体の消防本部から各分野（救助関係、国際業務が可能な人材等）の優秀な職員の推薦を受けて転入させている。隊員となった後は、一般の公務員と同様に定年制度の適用を受けるため、定年まで中央 119 救助隊に所属することができる。一方で再び地方自治体の消防本部へ昇進転出する場合もあるという¹⁹。

¹⁶ 聖水大橋崩壊事故 1994 年、ソウル市内を流れる漢江（川幅 1km 程度）に架かる「聖水大橋」の中央部分が崩壊した事故。朝の通勤時間帯であったため、橋を通過中のバスや乗用車が落下し、死者 32 人の大惨事となった。

¹⁷ 三豊百貨店崩壊事故 1995 年、ソウル市内に存在した「三豊百貨店」（5 階建）が営業中に、建物の半分が崩壊した事故。死者 502 人の大惨事となった。

¹⁸ 本章第 4 節 1 参照

¹⁹ 当事務所からの照会に対する韓国消防防災庁回答

図2 中央 119 救助隊の位置

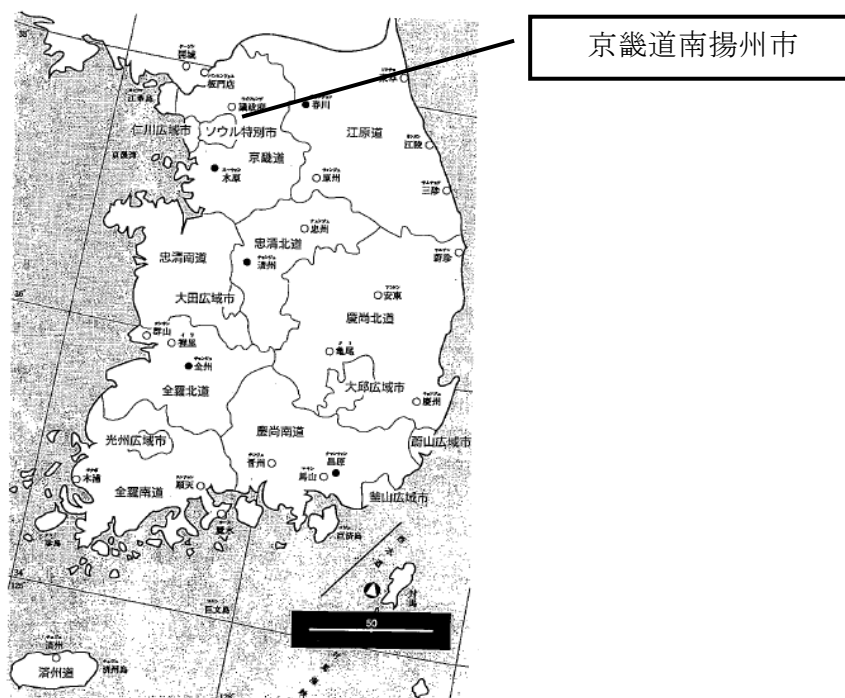
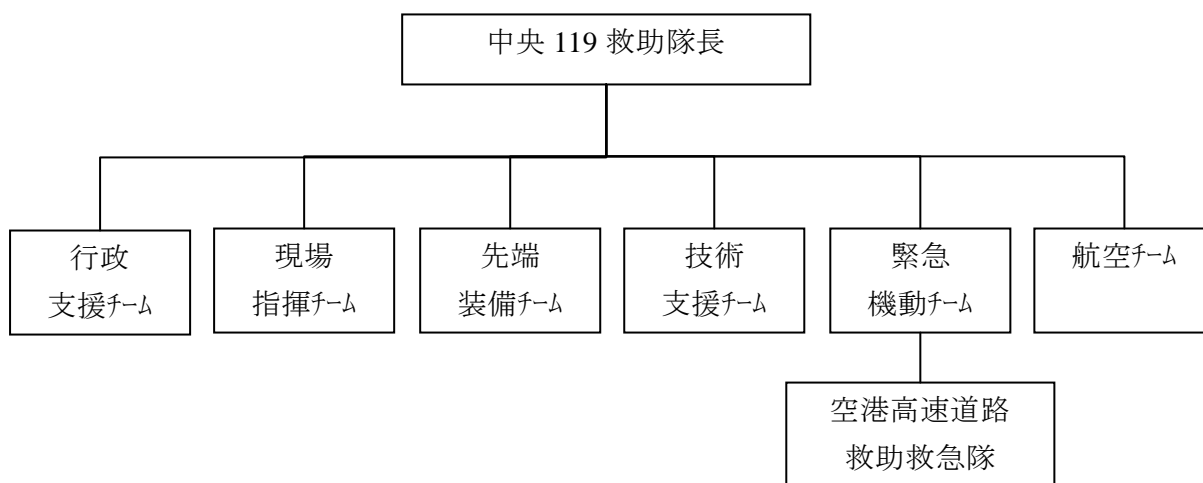


図3 中央 119 救助隊組織図



2 装備

中央 119 救助隊はヘリコプター 3 機、救助工作車 3 台、救急車 2 台、消防ポンプ車 1 台、消防化学分析除毒車 1 台等、計 18 台の車輛を保有するとともに、人命救助犬、化学防護服、水中多方向カメラ、水中音波探知機、地中音響探知機、生存者探知機等の人命救助装備 377 種 4,978 点を保有する。

他方、大型双発ヘリに搭載できるような、救助工作車等は保有していない²⁰。

²⁰当事務所からの照会に対する韓国消防防災庁回答

表 23 中央 119 救助隊保有車輛等

ヘリコ プター	指揮車	バス	救助 工作車	化学分析 除毒車	消防 ポンプ車	救急車	その他
3	1	1	3	1	1	2	9

※ヘリコプター

- ・ Dauphin-AS365N2 14 人乗 2 機 - 最大航続距離 880km
- ・ EC225 28 人乗 1 機 - 最大航続距離 1,250km

(参考：ソウルから韓国南部の済州島まで約 600km 程度)

(出展) 中央 119 救助隊 2009 年度主要業務推進計画

図 4 救助工作車



図 5 化学分析除毒車



(図 4、5 出展) 2008 年日韓消防行政セミナー資料

表 24 中央 119 救助隊保有人命救助装備

	計	機動	鎮圧	救助	救急	通信	測定	補助	保護	その他
種類	377種	4	10	121	34	2	32	87	38	49
数量	4,978点	5	83	1,463	119	65	61	409	1,384	1,389

(出展) 中央 119 救助隊 2009 年度主要業務推進計画

図 6 水中多方向カメラ



図 7 水中音波探知機



図 8 地中音響探知機



図 9 生存者探知機



(図 6 ~ 9 出展) 2008 年日韓消防行政セミナー資料

3 予算

中央 119 救助隊の予算は 1,183 百万円であり、半分程度を人件費が占めている。

表 25 2009 年中央 119 救助隊予算 (百万円)

合計	人件費	事業費
1,183	515	668

(出展) 中央 119 救助隊 2009 年度主要業務推進計画(1 ウォン=0.085 円で換算)

第3節 任務

中央 119 救助隊の管掌任務は次のとおりである²¹。

- ①各種の大型・特殊災害事故における救助・現場指揮および支援
- ②災害類型別救助技術の研究・普及および救助隊員の教育訓練
- ③市・道知事の要請を受けて隊長が必要だと認めた場合における災害事故の救助および支援
- ④その他中央緊急救助統制団長²²が必要だと認めた場合における災害事故の救助および支援

第4節 運用・指揮命令

1 出動

通常の出動は、各地の消防本部（当該消防本部を管轄する市長・道知事）からの出動要請を受けてなされている。

この中央 119 救助隊出動要請は、通常電話でなされ、その後災害発生現場の概要、支援が必要な消防力などを記載した出動要請書をファックスで送付する方法で行われている。

中央 119 救助隊では、全国の消防出動現状をモニタリングすることが出来る「出動情報対応システム」が運用されており、このシステムを通じて全国で発生している災害の規模や現在出動している消防力が把握されている。これにより必要と判断する時は要請がなくても出動することがある。

また、航空機事故に対処するため、中央捜索救助調整本部(RCC)を置いている。これは、航空機に取り付けられている遭難非常信号発生器からの信号をリアルタイムでモニタリングするものであって、事故発生時に迅速に部隊派遣できるようになっている。

中央 119 救助隊の出動は、車輛もしくはヘリコプターでなされる。車輛を遠隔地まで運搬する必要がある場合には、船舶を用いる場合もあるが、大型双発ヘリに搭載できるような、救助工作車等は保有していない。

現場到着までの時間を集計した統計資料はなく、支援時における現場到着までの時間は、条件によってさまざまであるが、ある事例において、韓国の南端である済州特別自治道からソウルまでが2時間であったという²³。

2 指揮命令系統

大規模な災害発生時には、災害発生地域を管轄する市・道の消防本部に地域緊急救助統制団がおかれ、地域別緊急救助に関する事項の総括・調整、当該地域に所在する緊急救助機関および緊急救助支援機関間の役割分担と災害現場での指揮・統制を行う。団長には当該地域の消防本部長があてられる²⁴。

出動してきた中央 119 救助隊もこの地域緊急救助統制団に組み込まれ、当該地域の消防

²¹ 消防防災庁とその所属機関職制(大統領令)第 21 条

²² 本節 2 参照

²³ 当事務所からの照会に対する韓国消防防災庁回答

²⁴ 災害および安全管理基本法第 50 条

本部長の指揮下で、救助活動に従事することになる。

表 26 緊急救助機関と緊急救助支援機関

緊急救助機関 ²⁵	消防防災庁、消防本部及び消防署
緊急救助支援機関 ²⁶	警察、軍、病院、大韓赤十字社、応援協定締結者等

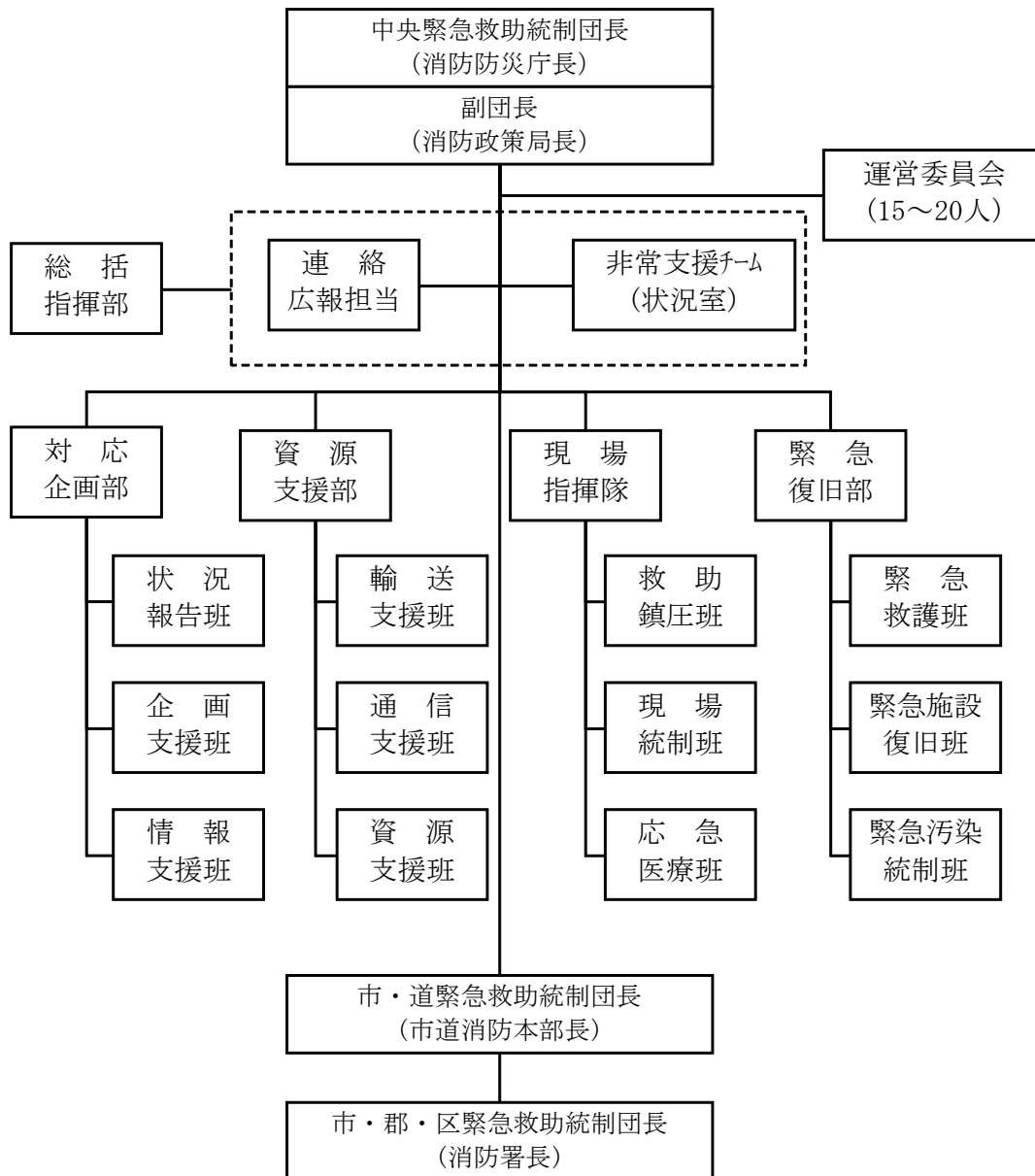
地域では対処しきれない、国家的な災難が発生した場合においては、中央緊急救助統制団が設置され、緊急救助に関する事項の総括・調整、緊急救助機関および緊急救助支援機関が行う緊急救助活動の役割分担および指揮統制を行うようになる。中央緊急救助統制団は消防防災庁に置かれ、団長は消防防災庁長があてられる²⁷。

²⁵ 災難および安全管理基本法第 3 条第 7 号

²⁶ 災難および安全管理基本法第 3 条第 8 号並びに同法施行令第 4 条

²⁷ 災難および安全管理基本法第 49 条

図 10 中央緊急救助統制団組織図



(出展) 韓国消防防災庁 2009 消防行政資料及び統計

3 中央緊急救助統制団が置かれた場合の現場指揮の体系

中央緊急救助統制団が置かれた場合、災難発生現場における緊急救助活動を効率的に行うために、中央緊急救助統制団から、地域緊急救助統制団長に指揮権限・任務及び統制権を付与し、現場での救助活動が行われる。

ただし、必要時には中央統制団長が直接指揮権を行使することができる²⁸。

²⁸ 韓国消防防災庁 2009 消防行政資料及び統計

表 27 地域緊急救助統制団長への現場指揮権の付与

1 次的指揮権限	市・郡・区緊急救助統制団長
2 次的指揮権限	市・道緊急救助統制団長

また、災難発生現場には現場指揮所が設置され、緊急救助支援機関は災難関連業務に係る連絡官を派遣する。現場指揮所においては、救助にあたる部隊の配置や運用、必要物資の管理、災難発生現場への立入制限等を行う。

表 28 現場指揮所指揮事項

<ul style="list-style-type: none"> ○ 災難発生現場での人命の探索・救助 ○ 緊急救助機関および緊急救助支援機関の人員および装備の配置と運用 ○ 追加（2次）災難防止のための応急措置 ○ 緊急救助支援機関およびボランティアメンバーなどに対する任務の付与 ○ 死傷者の応急処置および医療機関への移送 ○ 緊急救助に必要な物資の管理 ○ 災難発生現場への立入制限、現場周辺の交通整理、その他効率的に緊急救助活動を行うために必要な事項
--

（出展）韓国消防防災庁 2009 消防行政資料及び統計

第5節 活動実績

中央 119 救助隊は、韓国内外において活動を展開している。本節ではその活動実績について紹介する。

1 国内活動状況

2008 年における活動状況は、出動件数 319 回であって、一月のうち、26～27 日は出動している計算になる。

主な出動内容を見てみると、火災や水難、集中豪雨等多岐にわたっていることが分かる。なお、表 30 中 1 月 7 日利川物流倉庫火災（コリア冷凍）と 12 月 5 日利川物流倉庫火災（GS 物流センター）への対応にあたっては、近隣の消防本部からも支援出動がなされている²⁹。

²⁹ 本章第 6 節参照

表 29 中央 119 救助隊 2008 年活動実績

出動件数			救助人数
救助	救急	計	
214	105	319	286

(出展) 中央 119 救助隊 2009 年度主要業務推進計画

表 30 中央 119 救助隊 2008 年度主要活動

月日	活動	場所	出動人員	出動車輛	内容
1. 7	利川物流倉庫 火災 (コリア冷凍)	京畿道利川市	39	8	・火災鎮圧、人命救助 ・17 遺体発見収容
2. 21	政府中央庁舎 火災	ソウル市鍾路区	17	3	・火災鎮圧、人命救助
5. 4	忠南保寧 水難事故	忠清南道保寧市	40	7	・海岸及び水中人命探索
7. 25	慶北奉化郡 集中豪雨	慶尚北道奉化郡	40	8	・溪谷及び山岳人命救助 ・40 人救助
12. 5	利川物流倉庫 火災 (GS 物流センター)	京畿道利川市	21	4	・火災鎮圧、人命救助 ・6 遺体発見収容

(出展) 中央 119 救助隊 2009 年度主要業務推進計画

2 海外派遣

韓国においては、海外で大規模災難が発生した際には、「119 国際救助隊(International Search & Rescue Team)」として、中央 119 救助隊を派遣し、国際的な支援活動を行っている。2008 年までに第 8 次派遣までが行われている。

表 31 中央 119 救助隊海外活動実績

<p>①第 1 次派遣- '97.9.4 ~ 8 /カンボジア プノンペン 航空機墜落事故</p> <p>○人員装備：中央 119 救助隊長等 5 人、油圧スープレダ等 17 種 45 点</p> <p>○活動実績：遺品回収 27 点、遺体入棺および運搬作業(20 体)</p>
<p>②第 2 次派遣- '99.8.20 ~ 30 /トルコ イズミット 地震災難</p> <p>○人員装備：消防防災庁救助救急課長など 17 人、埋没者探知機など 36 種 93 点</p> <p>○活動実績：154 遺体発掘</p>

③第3次派遣- '99.9.22 ~ 27 /台湾 南投県 地震災難

○人員装備：中央119救助隊長等16人、音響探知機など40種97点、
(人命救助犬2頭含む)

○活動実績：人命救助犬や先端装備を活用した人命探索作業
生存者1人(男6才)救助、21遺体発掘

④第4次派遣- '03.5.23 ~ 31 /アルジェリア 地震災難

○人員装備：中央119救助隊長等21人、埋没者探知機など41種185点

○活動実績：遺体捜索および収容22体、応急医療サービス提供

⑤第5次派遣- '03.12.27 ~ '04.1.3 /イラン 地震災難

○人員装備：中央119救助隊長等24人、音響探知機など42種68点
(人命救助犬2頭含む)

○活動実績：人命救助および事故収拾活動実施、遺体捜索・収容57体

⑥第6次派遣- '04.12.29 ~ '05.1.7 /タイ 津波災難

○人員装備：中央119救助隊長等15人、埋没者探知機など42種202点

○活動実績：遺体捜索・収容14体、および遺留品145点回収

⑦第7次派遣- '08.5.16 ~ 23 /中国 四川省 地震災難

○人員装備：中央119救助隊長等41人、埋没者探知機など112種337点

○活動実績：遺体捜索・収容27体、および応急医療サービス提供

⑧第8次派遣- '08.6.5 ~ 15 /ミャンマー ヤンゴン市 台風災難

○人員装備：中央119救助隊員5人、防疫装備など59種122点

○活動実績：防疫活動1,697ヶ所、および伝染病拡散阻止など被害収拾支援

(出展) 韓国消防防災庁 2009 消防行政資料及び統計
中央119救助隊 2009 年度主要業務推進計画

第6節 他の消防本部による応援の状況

韓国においては、管轄する消防本部が対応しきれない災難が発生した場合、主として中央119救助隊が支援を行っているが、日本で行われている、他の消防本部による応援もなされていない訳ではない。2000年から2008年までの間で9回、他の消防本部からの広域出動がなされている。

表 32 大規模災害発生時広域出動現況

(2008.12.31 韓国消防防災庁まとめ)

災害名	被害状況	動員人員	
江原道高城 山火事 ('00.4.6)	死亡 2、負傷 15 被害総額 1,072 億ウォン	12,070	江原 11,398、中央 16、 京畿 112、ソウル 104、 慶尚南 96、大邱 48、 慶尚北 152、釜山 32、 忠清北 32、光州 24、 忠清南 24、大田 16、 全羅北 16、
慶尚南道金海 中国民航機 墜落事故 ('02.4.15)	死亡 127、負傷 37、不明 2	3,144	慶尚南 2,604、中央 55、 ソウル 6、釜山 317、 大邱 81、蔚山 17、 慶尚北 48、全羅北 10、 全羅南 6
江原道ヨンドン 台風ルーサー ('02.8.31)	死亡 132、負傷 62、不明 11	1,214	江原 602、中央 93、 ソウル 258、京畿 206、 仁川 55
大邱市 地下鉄火災 ('03.2.18)	死亡 192、負傷 148 被害総額 47 億ウォン	992	大邱 850、中央 37、 慶尚北 65、慶尚南 40
江原道襄陽 山火事火災 ('05.4.4)	被害総額 230 億ウォン	977	江原 694、 他市道 283
江原道襄陽 山火事火災 ('05.4.28)	被害総額 11 億ウォン	428	江原 279、 他市道 149
忠清南道 西海岸高速 道路交通事故 ('06.10.3)	死亡 11、負傷 54	90	忠清南 70、 京畿 20
京畿道利川 冷凍倉庫火災 ('08.1.7)	死亡 40、負傷 10 被害総額 72 億ウォン	1,804	京畿 1,608、中央 39、 ソウル 107、仁川 15、 江原 24、忠清北 9、 忠清南 2

京畿道利川 物流倉庫火災 (’08.12.5)	死亡 7、負傷 6 被害総額 721 億ウォン	1,609	京畿 1,566、中央 21、 ソウル 10、江原 8、 忠清北 4
-------------------------------	----------------------------	-------	--

第 7 節 中央 119 救助隊の評価

中央 119 救助隊は、自らの活動(2008 年の活動)について、次のように評価している。

救助活動の実施については、国内外の大規模災害発生時に出動し、効果的な対応が行えた。また、さらなる活動の充実を図るために、装備資機材の充実を図っている。

具体的には、多目的大型消防ヘリコプターの導入、中央 119 救助隊出動情報対応システム³⁰、の構築、人命救助犬の導入などである。

他方、課題が残る点としては、政府全体の方針により、人員増が困難な状況となったため、導入したヘリコプターの搭乗救助隊員が不足していることや、中央 119 救助隊出動情報対応システムに未接続の消防本部（16 市道中 4 箇所）があること、活動時の通信システムが建物の地下等一部通信不可地域があること、人命救助犬の育成を民間企業に頼っていること、等をあげている。

³⁰ 本章第 4 節 1 参照

参考資料1 韓国市・道別消防官署数等

	消防本部	消防学校	消防署	119安全センター	119地域隊	救急隊	救助隊	消防航空隊	消防艇隊	消防職員	人口	面積	域内基礎自治体数	人口／消防署数	基礎自治体数／消防署数
消防防災庁		1				1	1	1	1	233	—	—	—	—	—
ソウル特別市	1	1	22	114		117	25	1		5,327	10,356,202	605.32	25	470,736.5	1.14
釜山広域市	1	1	10	53	1	57	11	1	2	2,229	3,635,389	765.02	16	363,538.9	1.60
大邱広域市	1		7	45	7	48	7	1		1,609	2,513,219	884.33	8	359,031.3	1.14
仁川広域市	1		8	44	14	47	8	1	1	1,923	2,663,854	1,002.06	10	332,981.8	1.25
光州広域市	1	1	5	21		31	5	1		922	1,415,953	501.41	5	283,190.6	1.00
大田広域市	1		5	25		31	5			1,051	1,475,961	539.79	5	295,192.2	1.00
蔚山広域市	1		4	20	5	27	6	1		657	1,092,494	1,057.00	5	273,123.5	1.25
京畿道	2	1	35	169	76	217	37	1		5,430	10,763,157	10,182.50	31	307,518.8	0.89
江原道	1		11	57	59	105	13	1		1,691	1,515,672	16,873.00	18	137,788.4	1.64
忠清北道	1		8	35	82	79	13	1		1,130	1,511,885	7,432.00	12	188,985.6	1.50
忠清南道	1	1	13	58	131	107	14	1		1,633	2,000,844	8,599.90	16	153,911.1	1.23
全羅北道	1		10	48	48	66	10	1		1,450	1,895,500	8,054.62	14	189,550.0	1.40
全羅南道	1		10	49	122	86	12	1	1	1,563	1,954,828	12,095.04	22	195,482.8	2.20
慶尚北道	1	1	15	79	92	131	18	1		2,272	2,688,567	19,025.27	23	179,237.8	1.53
慶尚南道	1		16	77	28	128	18	1	1	2,204	3,208,810	10,521.67	20	200,550.6	1.25
済州特別自治道	1		4	21	4	32	4			594	561,695	1,848.30	2	140,423.8	0.50
総計	17	7	183	915	669	1,310	207	15	6	31,918	49,254,030	99,987.23	232	269,147.7	1.27

(出展) 韓国消防防災庁2009消防行政資料及び統計

地方消防機関設置に関する規程（抄）

[大統領令第 19586 号]

第 3 章消防署など

第 5 条(設置など)①市・道はその所轄区域内の消防業務を担当するようにするために当該市・道の条例で消防署を設置する。

消防署を廃止・統合する場合も同様とする。

②第 1 項により消防署を設置する基準は別表 2 に定めるものとする。

第 8 条(119 安全センターなど)①消防署長の所管事務を分掌するようにするために該当市・道の規則で消防署長所属下に 119 安全センター・救助隊および消防艇隊をおける。

②119 安全センター長・救助隊長および消防艇隊長の職級は別表 1 に定めるものとする。

③第 1 項により 119 安全センターおよび消防艇隊を設置する基準は別表 2 に定めるものとする

第 9 条(119 地域隊)①消防署長は該当消防署の人材および装備などを考慮して、119 地域隊を設置・運営できる。

②第 1 項により 119 地域隊を設置する基準は別表 2 に定めるものとする。

[別表 2]

消防署・119 安全センターなどの設置基準(第 5 条・第 8 条および第 9 条関連)

1.消防署の設置基準

- ア) 市・郡・区(自治区をいう。以下同じ)単位で設置するものの、消防業務の効率的な遂行を図るために特に必要な場合には近隣市・郡・区を含めた地域を単位として設置できる。
- イ) ア目により設置された消防署に 119 安全センターの数が 5 ケを超過する場合、5 センターごとに 1 箇所を追加で設置できる。
- ウ) ア目およびイ目にかかわらず、石油化学団地・工業団地・住宅団地または文化観光団地の開発などにより大型火災の危険があったり、消防需要が急増して特別な消防対策が必要な場合には該当地域ごとに消防署を設置することができる。

2.119 安全センターの設置基準

- ア) 消防業務の効率的な遂行を図るために次の基準により、119 安全センターを設置できる。
 - (1)特別市:人口 5 万人以上または面積 2 平方 km 以上
 - (2)広域市、人口 50 万人以上の市:人口 3 万人以上または面積 5 平方 km 以上
 - (3)人口 10 万人以上 50 万人未満の市・郡:人口 2 万人以上または面積 10 平方 km 以上
 - (4)人口 5 万人以上 10 万人未満の市・郡:人口 1 万 5 千人以上または面積 15 平方 km 以上
 - (5)人口 5 万人未満の地域:人口 1 万人以上または面積 20 平方 km 以上
- イ) ア目にかかわらず、石油化学団地・工業団地・住宅団地または文化観光団地の開発などにより大型火災の危険があったり、消防需要が急増して特別な消防対策が必要な場合には該当地域ごとに 119 安全センターを設置できる。

3.消防艇隊の設置基準

- ア)「港湾法」第 2 条第 1 号の規定による港湾を管轄する消防署に消防艇隊を設置できる。
- イ) ア目にかかわらず、港湾の移動人口および物流が急激に増加して大型火災の危険があったり、特別な消防対策が必要な場合には該当地域に消防艇隊を設置できる。

4.119 地域隊の設置基準

- ア) 119 安全センターが設置されない邑・面地域で管轄面積が 30 平方 km 以上または、人口 3 千人以上の地域に設置できる。
- イ) 農工団地・住宅団地・文化観光団地など開発地域でとなりの消防署または 119 安全センターと 10km 以上離れた地域に設置できる。
- ウ) 島嶼・山岳地域など 119 安全センターの迅速な出動が困難な地域に設置することができる。

消防力基準に関する規則

[行政自治部令第 412 号]

第 1 条(目的)この規則は「消防基本法」第 8 条第 1 項にともなう消防業務を遂行するために特別市・広域市および道が保有しなければならない装備・人員などに関する一般的な基準を定めることを目的にする。

第 2 条(用語の定義)この規則で使用する用語の定義は次のとおりとする。

- 1."消防機関"とは消防装備・人員などを動員して、消防業務を遂行する消防署・119 安全センター・救助隊・消防航空隊・消防艇隊・119 地域隊をいう。
- 2."消防装備"とは消防業務の遂行に必要な消防自動車・消防航空機・消防艇および消防電算施設・通信施設などをいう。

第 3 条(消防自動車などの配置)①消防機関に配置する消防自動車の配置基準は別表 1 のとおりとする。

②消防本部長または消防署長は第 1 項により消防機関に消防自動車を配置する。ただし、所轄区域内の災難危険要因、人口、面積、消防対象物などの特性を考慮して、消防機関別に消防自動車を別に配置できる。

③第 2 項により消防自動車を配置する場合、消防本部長または消防署長は消防機関別消防自動車配置計画を策定しなければならない。これを変更する場合にも同様とする。

第 4 条(補助装備の配置)①消防本部・消防機関には消防業務をより効率的に遂行するために必要な場合、排煙車・照明車・火災鑑識車・重装備・牽引車・診断車または行政業務用車両などを配置できる。

②第 1 項にともなう車の種類および数量は特別市長・広域市長または道知事(以下"市・道知事"という)が所轄区域内の消防需要・地域特性・所要予算および人員などを考慮して決定し、長期・短期計画を策定して、補強する。

第 5 条(通信施設など)消防機関には火災、災難・災害その他に救助・救急などに必要な状況の申告を受け付けて消防活動遂行に必要な電算施設および通信施設を設置しなければならない。

第 6 条(消防署勤務要員)①消防署には署長・課長(チーム長)・担当・鎮圧隊長などの幹部と人事・経理・予算・法制・教育・車両管理などの業務を遂行する行政支援要員、鎮圧作戦の開発・訓練などを遂行する防護要員、対応資源の管理・現場対応マニュアル開発など業務を担当する対応要員、建築許可同意・危険物安全管理・消防広報などの業務を遂行する予防要員、救助・救急および特殊災難業務を支援する救助・救急要員など行政要員と消防

検査要員・火災調査要員および各種災難・火災発生通知を受信して指令を伝達する電算・通信要員などの現場活動要員を各々配置する。

②第1項にともなう消防署勤務要員の配置基準は別表2のとおりとする。

第7条(119 安全センターなど勤務要員の配置)①消防署以外の消防機関には迅速な消防活動のために各業務分野別で勤務要員を配置する。

②第1項にともなう勤務要員の配置基準は別表3のとおりとする。

第8条(民間人材運用など)①消防本部長または消防署長は災難現場活動人材の確保のために必要な場合管轄地域の義勇消防隊員、退職消防公務員および消防関連学科学生を時期別・時間帯別で区分して、消防隊員として編成・運営できる。

②消防本部長または消防署長は消防官署と応援出動協定が締結された危険物製造所などの自体消防隊を消防出動により組み合わせて、火災現場に出動するようにできる。

③第1項および第2項により民間人力を消防隊員として運営する場合、人件費など運営費用は地方自治体の条例に定める。

第9条(消防力補強計画の策定)①市・道知事は自体消防力の需要・保有および不足現況を5年ごとに調べて、補強計画を策定・推進するとともに、毎年6月末までに次の年度の事業計画を策定して、消防防災庁長に提出しなければならない。

②第1項中消防人員補強計画は「地方自治体の行政機構と定員基準などに関する規定」で定めるところにより中期基本人員運営計画に反映する。

③消防防災庁長は第1項にともなう事業計画に対し国家の消防特殊施策の反映が必要な場合事業への反映を要求できる。

付則

(省略)

[別表 1]

消防機関に置く消防自動車などの配置基準(第 3 条関連)

1.消防署に置く消防自動車配置基準

ア) はしご消防車

- (1)所轄区域の中に層数が 11 階以上であるアパートが 20 棟以上、または 11 階以上の建築物が 20 ケ所以上ある場合にははしご車を 1 台以上配置する。
- (2)所轄区域の中に層数が 5 階であるアパートが 50 棟以上、またはデパート、複合映画館など大型火災の恐れがある 5 階以上の建物がある場合には屈折はしご車を 1 台以上配置する。
- (3)高架または屈折はしご消防車が配置されている 119 安全センターとの距離が 20km 以内である場合には配置しないことができる。

イ) 化学消防車(対爆化学車または高性能化学車)

- (1)「危険物安全管理法施行令」別表 1 にともなう第 4 類危険物指定数量の 40 倍以上を保存・取扱う製造所・屋内保存所・屋外タンク保存所・屋外保存所・岩盤タンク保存所および一般取扱所(以下"製造所等"という)の数および規模により(ア)および(イ)で定めた化学消防車台数の計に該当する台数を設置する。
 - (ア)製造所などが 50 ケ所以上 500 ケ所未満である場合は 1 台、500 ケ所以上 1 千ケ所未満である場合は 2 台を配置し、1 千ケ所以上である場合は次の算式により算出(少数点以下切り上げ)した数を追加配置することができる。
$$\text{化学消防車台数} = (\text{製造所などの数} - 1,000) / 1,000$$
 - (イ) 製造所等で保存・取扱う危険物の規模が危険物指定数量の 6 万倍以上 240 万倍未満である場合は 1 台、240 万倍以上 480 万倍未満の場合は 2 台を配置し、480 万倍以上である場合には 1 台を追加配置できる。
- (2)化学救助隊が別途設置されている場合には 119 安全センターに配置される車両を化学救助隊に配置できる。

ウ) 指揮車およびパトロールカー:各々 1 台以上配置する。

エ) その他の車両:円滑な消防活動の推進のために消防署長が必要だと判断した場合、排煙車、照明車、火災鑑識車、重装備、牽引車、診断車、行政業務用車両、バイクなどを追加で配置できる。

2.119 安全センターに置く消防自動車などの配置基準

ア) 消防ポンプ自動車

- (1) 119 安全センターに 2 台を基本として配置し、管轄人口 10 万人と消防対象物 1 千箇所を基準にして、管轄人口 5 万人または消防対象物 500 ケ所増加時ごとに 1 隊を追加で配置できる。

- (2)隣接した 119 安全センターとの距離が 10km 以内である場合には 1 台を減らして配置することができる。
- (3)119 安全センターに第 1 号イ目にもなう化学消防車が配置されている場合、化学消防車を消防ポンプ自動車と見なし、化学消防車が配置された数だけ減らして配置することができる。
- (4)119 地区隊には 1 台を基本として配置し、管轄面積が 50 平方 km 以上で管轄人口が 5 千人以上である場合 1 台を追加配置できる。
- (5)地域別消防需要および消防道路などの環境を考慮して、中・大型を小型に、小型を中・大型に変えて、配置運営できる。

イ) 水タンク車

- (1)119 安全センターごとに 1 台を配置する。
ただし、管轄地域別に公設消火栓が十分に設置された場合には消火栓の設置状況を考慮して、特別市、広域市および人口 50 万人以上の市(以下"大都市"という)は 2~5 個の 119 安全センター、人口 10 万人以上 50 万人未満の市・郡地域(以下"中都市"という)は 2~3 個の 119 安全センターごとに共同で 1 台を配置することができる。
- (2)人口 5 万人以上 10 万人未満の市・郡・邑地域(以下"小都市"という)および 5 万人未満の邑・面地域および農工団地・文化観光団地の開発などで特別な消防対策が必要と認められる地域(以下"小洞邑"という)に設置された 119 安全センターには各々 1 台を基本として配置する。ただし、所轄区域に公設消火栓が 30 ケ以上ある場合 2 つの 119 安全センターを共同にして、1 台を配置することができる。
- (3)119 地区隊には公設消火栓が不足して、消防用水を円滑に供給できなかつたり、消防活動のために特に必要な場合、1 台を配置することができる。

ウ) 救急車

- (1)119 安全センターに 1 台を基本として配置し、管轄人口 3 万人を基準に管轄人口 5 万人または救急活動件数が 500 件増加するごとに 1 台を追加で配置できる。
- (2)救助隊に救急車が配置されている場合にはその台数を減らし、消防署に直属で設置された 119 安全センターに配置できる。
- (3)119 地区隊には救急件数が延べ 200 件以上または管轄面積が 50 平方 km 以上で管轄人口が 5 千人以上である場合 1 台を配置する。
ただし、島嶼・山岳地域など消防需要および地域特性などを考慮して、特に必要だと認める場合 1 台を追加で配置できる。

3.救助隊の消防自動車など配置基準

ア) 一般救助隊

- (1)救助工作車および装備運搬車:救助工作車 1 台を基本として配置し、救助活動の円滑な推進のために必要な場合地域実情に合うように装備運搬車 1 台を配置すること

ができる。

- (2)はしご消防車:1 台を配置する。ただし、救助隊との距離が 20km 以内にある 119 安全センターに配置されている場合には配置しないこともできる。
- (3)救助艇および水上バイク:水上救助隊を一時的に置いたり、別途水難救助隊を置く場合には、各々1 台ずつ配置する。
- (4)救急車:1 台を配置する。ただし、消防署に直属で設置された 119 安全センターに配置されている場合には配置しないこともできる。

イ) 特別市・広域市および道(以下"市・道"という)消防本部直轄特殊救助隊
救助工作車 1 台、救急車 1 台、装備運搬車 1 台、指揮車 1 台を基本として配置し、地域実情および消防需要特性により化学分析除毒車などその他の装備を追加配置することができる。

ウ) 消防署に置く特殊救助隊

- (1)化学救助隊:化学分析除毒車 1 台を基本として配置し、救助活動の円滑な推進のために必要な場合地域実情に合うように装備運搬車、化学車、救急車などそれ以外の消防車両を追加配置できる。
- (2)水難救助隊:救助艇 1 隊および水上バイク 1 隊以上を基本として配置し、救助活動の円滑な推進のために必要な場合、地域実情に合うように救急車およびその他の消防車両を追加配置できる。
- (3)高速国道救助隊:救助工作車 1 台を基本として配置し、救助活動の円滑な推進のために必要な場合、地域実情に合うように救急車および消防ポンプ車など消防車両を追加配置できる。
- (4)山岳救助隊:山岳救助装備運搬車 1 台を基本として配置し、救助活動の円滑な推進のために必要な場合、地域実情に合うように救急車および人数輸送車両など消防車両を追加配置できる。
- (5)地下鉄救助隊:個人用空気呼吸器、化学保護服の装備を備えつけて、救助活動の円滑な推進のために必要な場合、地域実情に合うように特殊消防装備を追加配置できる。

4.消防航空隊の航空機および消防自動車配置基準

ア) 航空機(消防ヘリコプター):市・道に消防航空隊を設置する場合、消防ヘリコプター 1 台を基本として配置し、高層建物の数や山林面積などの消防需要および地域特性を考慮して消防活動に特に必要だと認める場合に 1 台以上を追加配置できる。

イ) 注油車:1 台を配置する。ただし、軍部隊などで常時注油ができる場合には配置しないこともできる。

5.消防艇隊の消防艇など配置基準

ア) 消防艇および小型ボート:消防艇および小型ボートは1台を基本として配置する。

イ) 水上バイク:消防活動および消防需要を考慮して、水上バイクを配置することができる。

[別表 2]

消防署勤務要員の配置基準(第 6 条関連)

地域別	計	幹部				行政要員				現場活動要員				
		所長	課長 (チーム長)	担当	鎮圧隊長	支援	防護	対応	予防	救助救急	消防検査	火災調査	電算通信	
大都市	特別市	72名	1	3	9	3	9	4	3	6	6	10	9	9
	広域市、 人口50万	67名	1	3	9	3	9	4	3	5	4	8	9	9
中都市	54名	1	2~3	6	3	8	4	2	3	4	6	6	9	
小都市	37名	1	2	5		6	2	1	2	2	4	3	9	
小洞邑	34名	1	2	5		6	2	1	2	2	4	3	6	

<備考>

1. 幹部中、鎮圧隊長および消防検査を除外した現場活動要員は 3 交代勤務で人数を配置する。ただし、現場活動要員が不足した場合、2 交代勤務人数として配置できる。
2. 現場活動要員中、消防検査要員は 2 人 1 組で運営して一日勤務にする。
3. 状況室運営および現場活動のために必要な電算および通信要員を配置できる。
4. 課長(チーム長)以下の職位は地方自治体の特性に合うように変更でき、消防需要・地域特性などを考慮して、消防署勤務要員の増減が必要な場合には上の表の配置基準と別に人員を配置できる。

[別表 3]

消防機関別勤務要員の配置基準(第 7 条関連)

1.119 安全センター等の人員配置基準

消防ポンプ自動車 (1次出動隊)		消防ポンプ自動車 (2次出動隊)		水タンク車		はしご消防車		化学車		指揮・巡回車		救急車	
運転	鎮圧	運転	鎮圧	運転	鎮圧	運転	鎮圧	運転	鎮圧	運転	鎮圧	運転	救助
3	9	3	6	3	3	3	6	3	9	3		3	9

<備考>

ア) 119 安全センターには別表 1 により配置される消防自動車を基準として運転および鎮圧要員を配置し、消防自動車 1 台当り 3 交代勤務人員を基準にする。

ただし、消防活動および需要を考慮して、3 交代勤務人員で配置時現場活動人員が不足するようになる場合、2 交代人員として配置できる。

イ) 排煙車、照明車、火災鑑識車、重装備、牽引車、診断車、行政業務用車両、バイクなどを追加で配置する場合、運転要員は 3 交代勤務人員で配置し、消防活動および需要を考慮して、上表の基準の運転要員をして 2 台以上の車両を兼ねて、運転するよう
にできる。

ウ) 化学車、指揮・巡回車の運転または鎮圧要員は他の車両の運転または鎮圧要員を共同で兼ねることができる。

エ) 119 安全センターおよび 119 地区隊に配置する人員が不足した場合には義勇消防隊、退職消防公務員、消防関連学科学生など民間人を第 8 条第 1 項により配置できる。

オ) 119 地区隊は別表 1 により配置される消防自動車を基準として運転および鎮圧要員を配置し、消防自動車 1 台当り 3 交代勤務人員を基準にする。

ただし、消防活動および需要を考慮して、3 交代勤務人員で配置時現場活動人員が不足するようになる場合、2 交代人員として配置できる。

カ) 119 安全センターの指揮官 1 人は別途に配置する。

2.救助隊の人員配置基準

区分	配置要員											
	救助車		装備運搬車		救助艇		水上オートバイ		救急車		化学分析除毒車	
	運転	救助	運転	救助	運転	救助	運転	救助	運転	救急	運転	救助
大都市	3	21	3		3	9	3		3	6	3	15
中都市	3	18	3		3	6	3		3	6	3	15
小都市	3	15	3		3	3	3		3	6	3	12
小洞邑	3	12	3		3	3	3		3	6	3	12

<備考>

ア) 別表 1 により配置される消防自動車などを基準として運転および救助・救急要員(以下、2号で運営人員という)を配置し、消防自動車 1 台当り 3 交代勤務人員を基準にする。

ただし、消防活動および需要を考慮して、3 交代勤務人員で配置時現場活動人員が不足するようになる場合 2 交代人員として配置することができる。

イ) はしご消防車および救急車は救助隊に車両を配置する場合に限り、人員を配置する。

ウ) 別途水難救助隊が設置されて、運営される場合、別表 1 により配置される装備を基準として運営人員を配置できる。

ただし、時期により一時的に運営される場合、救助艇および水上バイクの運営人員は救助工作車の運営人員を兼ねて、配置することができる。

エ) 市・道消防本部に置く直轄 119 特殊救助隊の勤務要員は別表 1 にともなう保有車両別運営要員を基準にし、別表 2 の消防署勤務要員の配置基準中、中都市に準じる基準を越えないようにする。

オ) その他に車両は第 1 号の 119 安全センターなどの人員配置基準に準ずる。

カ) 救助隊の指揮官として隊長 1 人を別途に置く。

3.消防航空隊の人員配置基準

計	航空隊			注油車運転
	操縦士	整備士	救助・救急隊員	
25	6	6	12	1

<備考>

ア) 別表 1 により配置される航空機(消防ヘリコプター)、注油車などを基準として操縦士、整備士、救助・救急隊員など運営人員を配置し、航空機 1 台当り 3 交代勤務人員を基準とする。

ただし、消防活動および需要を考慮して、3 交代勤務人員で配置時現場活動人員が不足するようになる場合、2 交代人員として配置できる。

イ) 注油車は一日勤務人員にする。

ウ) 航空隊の指揮官として隊長 1 人は別途に置く。

4.消防艇隊の人員配置基準

計	消防艇						鎮圧・救助隊員 (船首・船尾)
	航海士	機関士	小型ボート		水上オートバイ		
			運転	救助	運転	救助	
30	6	6	3		3		12

<備考>

ア)別表 1 により配置される消防艇などを基準として航海士、機関士、鎮圧・救助隊員など運営人員を配置し、消防艇 1 台当り 3 交代勤務人員を基準にして、航海士と機関士の場合には余裕人員 1 人を配置する。

ただし、消防活動および需要を考慮して、3 交代勤務人員として配置時現場活動人員が不足するようになる場合、2 交代人員として配置できる。

イ) 小型ボートや水上バイクの運営人員は装備が配置された場合に限り、鎮圧・救助隊員を兼ねて、配置する。

ウ) 消防艇隊の指揮官として隊長 1 人は別途に配置する。

執筆者 ソウル事務所 所長補佐 八木 寿史